

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	西尾市

西尾市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 西尾市産業部農林水産課
所在地 愛知県西尾市寄住町下田 2 2 番地
電話番号 0 5 6 3 - 6 5 - 2 1 3 6
F A X 番号 0 5 6 3 - 5 7 - 1 3 2 2
メールアドレス nousui@city.nishio.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カモ類（ヒドリガモ、カルガモ、スズガモ、キンクロハジロ）カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カウウ、イノシシ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	愛知県西尾市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス類	水稲	300a 3,006千円
	果樹	222a 23,435千円
合計		26,441千円

（平成29年3月 西尾市農林水産関係鳥獣被害調査より）

*カモ類、カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カウウ、イノシシ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマの被害額の報告なし

(2) 被害の傾向

西尾市東部の山林には、カラス類のねぐらが多数存在し、市内全域で農作物被害が発生している。さらに、南部の近海においてはカモ類によるのりの被害も発生しているが、水生生物であるクロダイやボラなどの被害と混同され、被害額の集計がされていない。他の鳥類による被害は軽微か、カラス類による被害と混同され報告がされていない。また、獣害も一部地区で散発するが、被害は少額であるため集計がされていない。

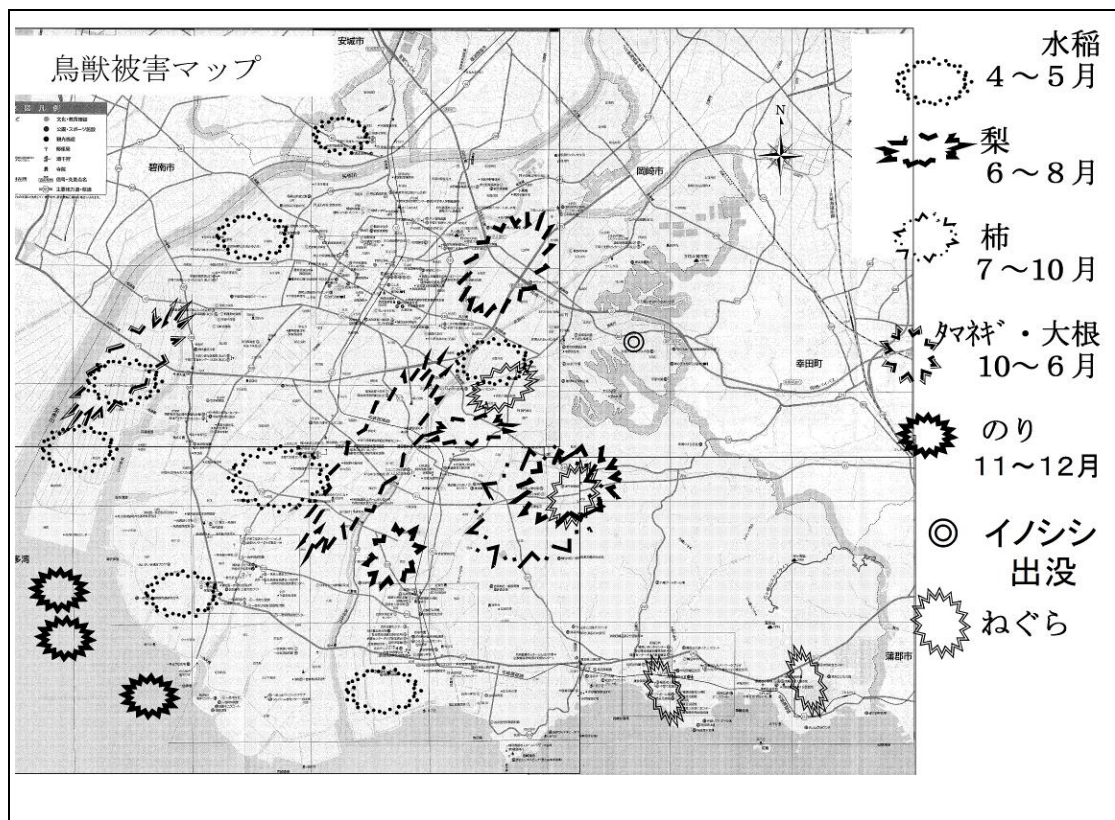
局所および散発する被害の相談も含めると、被害作物と時期並びに地域は下図のようになる。

・カラス類

4～5月には水稲の苗の抜取り被害が発生し、6～10月には梨と柿の食害、10～6月には玉ねぎや大根の苗の抜取り被害が発生する。

・カモ類

11～12月にのりの食害が発生する。



(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成32年度）	
カラス類	522a	26,441千円	500a	25,000千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○西尾市より猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、銃による駆除を年間9日、延べ16班（各班5～6名）で編成し、日曜日の午前6時より3時間行った。	○駆除を実施している地区から、駆除を行わない地区への害鳥の移動が見られる。 ○害鳥からの被害抑制効果の高い時期と場所を考慮した捕獲方法での実施が必要である。 ○害鳥の生息数を減少させるほど捕獲することは困難である。

	<p>○カラス類の捕獲檻及びイノシシ捕獲檻を各1個所有しているが、貸出の希望が無いいため設置の実績がない。</p> <p>ヌートリア、アライグマ等は、捕獲檻の貸出と管理指導を行なうことになっている。</p>	<p>○西尾市の委託料の減少に伴い、猟友会の従事延べ人数が減り、捕獲数が減少している。</p> <p>○有害鳥獣の捕獲率を上げるためには、檻の設置場所や捕獲期間、エサの管理等の運用方法の改善が必要である。</p> <p>○一部で散発する獣害の原因となる有害獣の生息数を減少させるほど捕獲することは困難であり、非効率的である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○農家及びのり養殖個人で、防鳥ネットやテープの設置や爆音機を使用している。</p> <p>○獣類は、一部地区で散見される程度であるため、防護柵等の設置は少ない。</p>	<p>○広大な圃場すべてに、防鳥ネットやテープの設置は困難であり、爆音機は騒音公害を発生させるため設置場所が限られる。</p> <p>○餌となる農作物が放置されるなどの管理の悪い圃場の周辺では防護効果が悪い。</p>

(5) 今後の取組方針

害鳥による農作物被害対策は、農家個人で実施することはもとより、地域単位での実施も重要である。防鳥ネットやテープ及び爆音機の設置、鳥獣を誘わない圃場管理を徹底することが基本であり、より効果的に被害の軽減を図るため、大きな被害が発生する作物毎の時期に銃による駆除を継続実施する。現在休止している捕獲檻の使用については、地域での設置依頼がある場合に貸出をおこなう。

有害獣による農作物被害が少ないため、地域での設置依頼があれば捕獲檻による対処捕獲を実施する。

今後、隣接市町と同様にイノシシの被害が拡大することが予想される場合、被害発生動向を注視し農業団体との連絡調整を密に行い、早期駆除を実施すると共に捕獲者の増員を図り、駆除の重点地域のみならず、市内のほぼ全域で一斉に実施することで、より効果的に被害の軽減を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各農業団体からの被害防止申請を提出して頂き、西尾市が取りまとめ、鳥獣害対策実施計画を作成する。それを基に鳥獣捕獲等許可の申請、及び西尾市猟友会へ銃による捕獲を委託する。

西尾市猟友会は、可能な限りの人員を参加させ、短時間で効果的な駆除を実施する。

農業団体は、被害発生状況などの情報収集を行い、受託者である西尾市猟友会へ伝達するなど、効率的な駆除に協力する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	カラス類、カモ類 カワラバト、ヒヨドリ ムクドリ、カワウ	農業団体と協議の上、鳥獣害対策実施計画を作成する。
	イノシシ、ヌートリア ハクビシン、アライグマ	捕獲檻の貸出と猟友会に管理指導を委託する。
31	同上	同上
32	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

前年度の有害鳥獣捕獲実績を基に推定値により設定する。

○銃によるカラス類・カモ類・カワラバト・ヒヨドリ・ムクドリ・カワウの捕獲は、安全性を優先し、住居地に近い場所での実施を避ける必要があるため、捕獲数の大幅な増加を求めない。

○イノシシ・ヌートリア・ハクビシン・アライグマの捕獲は、当面、対処捕獲のみとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
カラス類	200羽	200羽	200羽
カモ類	10羽	10羽	10羽
カワラバト	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
<p>鳥類においては、銃による捕獲を実施する。実施時期と主な場所は、4～5月に市南部と西部の水田地帯、6～10月に矢作古川両岸付近と吉良町津平周辺、10～11月に市西部となる。位置図は鳥獣被害マップのとおりである。</p> <p>鉛散弾の使用が禁止されている区域においては鉄散弾等を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
西尾市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、本計画により対象とされている鳥獣については、愛知県より権限委譲されている。

4. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則「焼却処分」とする。

5. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用に適さないカラス類をメインとした捕獲計画のため、利用推進ができない。

6. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>先進的な被害防止策の試験的導入を検討し、効果的であれば普及への支援を行う。</p> <p>農協の生産者部会、地区の生産組合などにおいて、自らが主体となり、被害防止策を実施する体制整備を行う。</p> <p>農作物被害の原因となる鳥類は、移動範囲が広いため、捕獲効果を上げるために、隣接市町との同日駆除などの連携を協議する。</p> <p>生物の多様性の確保に留意し、その数が著しく減少している鳥獣又はそのおそれのある鳥獣については、その保護が図られるよう十分に配慮する。</p>
--